

光格天皇と雅楽 — 奏楽する天皇の実像とその意味 —

清水 淑子[†]

Emperor Kōkaku and Gagaku (The Japanese Court Music)
— The Reality and Significance of his Instrumental Performance —

Yoshiko Shimizu

1. はじめに

光格天皇は明和8年（1771）に誕生、安永8年（1779）に践祚、文化14年（1817）に讓位、天保11年（1840）に崩御となる近世後期の天皇である。最大の特徴としては閑院宮家に生まれ、後桃園天皇崩御により急遽天皇家を継いだことがあげられる。代表的な事績としては数多くの朝儀を再興したことがあげられる。

さて、順徳天皇による『禁秘抄』「諸芸能事」[1]では、天皇が修めるべきこととして、第一に学問、第二に管絃、統いて和歌をあげている。そして管絃に関しては、醍醐・朱雀・村上天皇の頃からほぼ絶えることなく行われ、必ず1種類の楽器を習得することを説いている。具体的な歴代天皇による雅楽器の習得に関しては、相馬万里子[2]・豊永聰美[3]によれば、中世の天皇は奏する雅楽器によって自らの皇統を示し、持明院統の嫡男と崇光院流は琵琶を、大覚寺統は笛を、後光厳院流は笙と箏を奏したとのことである。後土御門天皇以降の演奏楽器に関して、両者は笙と箏をあげ、猪瀬千尋[4]は箏をあげているが、簡単な言及にとどまり詳細は解明されていない。

そこで、これらの先行研究に加えて後土御門天皇以降の天皇については各『天皇実録』の綱文[5]から、歴代天皇が奏した雅楽器についてまとめたものが、表1である。ここからも先述のとおり、中世における皇統と奏した雅楽器の対応は明らかである。そして、後光厳院流の笙と箏が確認できるのは光格・孝明天皇を除き後奈良天皇まで、正親町天皇以降の天皇は主に箏を奏している。また、光格天皇は8種類の雅楽器を奏している。これは非常に異例のことであり、研究するに値するといえる。さらに、光格天皇に関する先行研究としては藤田覚[6]によるものがあげられるが、管絃や雅楽に関する詳細な研究は管見の限り見当たらない。

以上から本稿では光格天皇と雅楽について、『光格天皇

実録』[7]に記された奏楽の実態を明らかにし、光格天皇が奏した雅楽器や奏楽する意味について、さらに光格天皇による雅楽サロンの宮家親王・堂上公家・地下楽人における参仕について考察したい。これにより、従来漠然としていた江戸時代の天皇における雅楽の一側面を明らかにすることが期待できる。具体的には、第2章・第3章では光格天皇が奏楽を行った奏楽関連行事の管絃・内侍所臨時御神楽・御懺法講において、光格天皇が奏した雅楽器やそこで奏する意味を取り上げる。また、第4章では奏楽関連行事に参仕した廷臣とその家職について取り上げる。

さて本文に入る前に、奏楽関連行事における管絃について定義したい。管絃とは、雅楽における演奏形態の1つで、舞と歌を伴わない雅楽器の奏楽のみにより唐樂曲を奏するものであり、それを行う行事も意味する。そこで用いる雅楽器の正式な編成は吹物の笙・簫篥・龍笛、彈物の琵琶・箏、打物の鞨鼓・太鼓・鉦鼓、以上8種類である。この編成は御懺法講にも適用される。さらに、公の場では身分により奏する楽器は決まっており、地下楽人は彈物を奏すことがない一方で、打物を任せられている。また天皇は『禁秘抄』の記述から簫篥は避けられたようである。

最後に調査史料に関して、『光格天皇実録』と東京大学史料編纂所による「近世編年データベース」を用いることとする。なお、前者には編纂者による掲載事項の取捨選択が行われる編纂物特有の限界が認められる。そのため、本稿の調査結果が実態の全てとはいえない。しかし、光格天皇の生涯をとおした奏楽関連行事を網羅的につかむことができる史料であるため用いることとした。

2. 管絃における奏楽

2.1 寛政10年の集中的な管絃

『光格天皇実録』における光格天皇の管絃に関する記録は、安永10年（1781年）から天保8年（1837）の56年間で

[†]2022年度修了（人文学プログラム）、現所属：京都芸術大学非常勤講師

光格天皇と雅楽
— 奏楽する天皇の実像とその意味 —

表1 歴代天皇が演奏した雅楽器

皇統など	天皇	笙	龍笛	神楽笛	琵琶	箏	和琴	打物	神	懺
桓武～村上	◎	◎		◎	コト					
冷泉										
円融～白河		◎								
堀河	◎	◎*	◎?		◎	*			内	
鳥羽		◎*	◎?						石	遊
崇徳	◎?									
近衛	◎									
後白河	◎?									
二条				◎*	◎					
六条										
高倉	◎*		◎							
安徳										
(守貞親王)			◎*							
後鳥羽	◎*		◎*	◎						
土御門										
順徳			◎*							
仲恭					◎*					
後堀河										
四条										
後嵯峨										
持嫡	後深草			◎*	◎					
持嫡	伏見	◎		◎*						
持嫡	後伏見			◎*						
持	花園	◎*								
持嫡	光嚴	◎		◎*		◎*				
持	光明	◎	◎*							
持嫡, 崇	崇光	◎		◎*		◎				
崇/伏	(栄仁親王)			◎*						
崇/伏	(貞成親王)			◎*						
大	亀山	◎*		◎*				内	遊	
大	後宇多	◎*		◎				内	遊	
大	後二条	◎		◎*						
大	後醍醐	◎*		◎*				内		
大	後村上			◎*	◎					
大	長慶									
大	後龜山									
後	後光嚴	◎*		◎*					◎	
後	後円融	◎*	◎*						◎	
後	後小松	◎*	*		◎*					◎
後	称光	◎*			◎					
崇/伏→後	後花園	◎*			◎*				◎	
	後土御門	6*								1
	後柏原	28*			16*					
	後奈良	4*			28*					1
	正親町				27*					1
	(誠仁親王)			2	18*					
	後陽成	1	4*	*	1					
	後水尾				4*					1
	明正				△					
	後光明				11*					
	後西				1					
	靈元	11*		8*						
	東山	11		6						
	中御門	3*	1	6*			内	1		
	桜町	1		10*	3*		内	3		
	桃園			9*	2*		内	2	1	
	後桜町				1*					
閑	後桃園									
閑→天皇家	(典仁親王)	(5)	(1)	(1)	(8)	(1)				
	光格	60*	58	20	60*	67*	7*	鞨鼓 2 太鼓 2	内 26	12
	仁孝						2*	太鼓 1		
	孝明	1		1?		1*	1		内 4	

【凡例】

- 数字 … 『後土御門～孝明天皇実録』編文検索による演奏件数（一部本文を含む）
 ◎ … 豊永聰美が提示した演奏楽器 ? … 演奏の可能性が考えられる事例
 網掛 … 豊永聰美による帝器 △ … 『楽家録』にて御師範の記述あり
 * … 猪瀬千尋による帝器 (数字) … 若松正志による演奏件数
 空欄 … 該当するデータがなかったもの
 神 … 内侍所臨時御神楽 憲 … 御懺法講
 内 … 内侍所開催の御神楽 遊 … 御神楽の御遊、法楽の御遊
 石 … 石清水八幡宮開催の御神楽 コト … 箏・和琴・琴=七絃琴の総称
 持 … 持明院統 後 … 後光嚴院流 伏 … 伏見宮家 嫫 … 嫫男
 大 … 大覚寺統 崇 … 崇光院流 閑 … 閑院宮家

178件を数える。その特筆すべき点として、在位期の寛政10年（1798）に67件と集中的に開催された管絃があげられる。これに至るまでに、11歳の時に御箏始にて雅楽の稽古を開始し、箏・龍笛・琵琶の順に各御師範から正式に習い始め、最も公的な管絃で年中行事でもある御楽始には13歳からほぼ毎年出御し、箏・龍笛・琵琶いずれかを奏している。したがって、寛政10年の集中的な管絃は天皇として修めるべき芸能の1つである管絃の修練の場であり、年齢や雅楽歴から勘案すると満を持しての開催だったと推測される。そこで本節では、開催場所と共に奏した参仕者から管絃の分類を行い、その分類から管絃の種類や光格天皇における演奏楽器との関係について考察したい。

まず、寛政10年（1798）に開催された67件の管絃について、開催場所・参仕者から大きく3つに分類され、各々に名称を付すと表2のとおりとなる。

表2 管絃の分類

	場所	件数	参仕者	人数	楽器編成	歌曲
① 公的な管絃	御楽始	小御所	1	84	吹：笙、簫、龍笛 弾：琵琶、箏 打：鞨鼓、太鼓、鉦鼓	あり
	小御所管絃	小御所	9	32～34	吹：笙、簫、龍笛 弾：琵琶、箏	---
② 私的な管絃	常御殿管絃	常御殿・小座敷など	55	2～11	吹：笙、(簫)、龍笛 弾：(琵琶)、(箏) 打：--, (太鼓), --	---
③ 個人的な楽	年頭吹始・ 弾始、 追善演奏	常御殿	2	中宮など	吹：笙、--, 龍笛 弾：琵琶、箏 打：--, --, --	---
	樂器始、 大曲伝授	小御所	---	御師範	吹：--, --, 龍笛 弾：琵琶、箏 打：--, --, --	---
【凡例】 --- … 0 値、なし 吹 … 吹物の略 弾 … 弹物の略 打 … 打物の略						

①公的な管絃には「御楽始」と「小御所管絃」が該当する。これらは禁裏において紫宸殿・清涼殿に次ぐ公的な場である小御所で行われる管絃である。参仕者は宮家親王、朝廷に仕える堂上公家、そして雅楽を家職とする三方楽所の地下楽人で構成されている。演奏楽曲は《調子》と残楽を含む唐楽曲で構成され、御楽始ではこれに朗詠が加わる。したがって、①は大規模な管絃であるといえる。

②私的な管絃には「常御殿管絃」が該当する。これは禁裏において天皇の私的な場である常御殿の小座敷などで行われる管絃である。参仕者は宮家親王と堂上公家に限られ、地下楽人は参仕していない。演奏楽曲は1曲を光格天皇が異なる楽器で集中的に奏する場合と、7～9曲を1つの調子において集中的に奏する場合がみられる。このような管絃を10ヶ月間で55件、少人数で行っていることから、②は同じ楽器同士あるいは他の楽器と対峙する、濃密で実践的な修練の場と呼ぶにふさわしいものだったといえる。

③個人的な楽には、光格天皇が中宮と行った年頭の吹始・弾始と、実父典仁親王の命日に一人で行った追善演奏が該当する。なお③には「樂器始」や「大曲伝授」も含まれる。これらは厳密には管絃といえないが、唐楽曲を雅楽器で奏するという点から管絃に準ずるものとして扱うこととする。

次に管絃の音楽的な特徴に関して、まず、①の小御所管

光格天皇と雅楽

— 奏楽する天皇の実像とその意味 —

絃と②における演奏楽曲は輪番制で調子を選び、六調子の楽曲をまんべんなく修練できる仕組みをとっている。これにより早拍子・早只拍子の楽曲はほぼ網羅している。なお調子や曲目において、①の小御所管絃と②との関連は見られないことから、②は①に向けての事前練習ではなく、それぞれ異なる目的で開催されたといえる。つまり、①は禁裏における雅楽サロンの主催者としての光格天皇の存在を示す場であり、②は純粋に一雅楽愛好家として演奏技術の向上をめざす稽古・修練の場であったと考えられる。

次に楽器編成に関して、①と②では笙・簫篥・龍笛・琵琶・箏・太鼓を基本としている。そこに①の御楽始では打物の鞨鼓・鉦鼓と「郢曲」と称する朗詠を歌う人々も加わり、①の小御所管絃では鞨鼓のみが加わる。なお②は笙・龍笛を必須として、それ以外は次く事例が多くみられた。また参仕者数に関して、①では各雅楽器で定数が決められ、音響的に整ったものといえる。他方②では均質な音響は求めず、参仕できる廷臣と共に、とにかく稽古を行いたいという光格天皇の姿勢が感じられる。

さて、雅楽の教習開始より17年目の寛政10年に光格天皇が奏した雅楽器をみると、吹物では笙・龍笛、彈物では琵琶・箏の4種類もの雅楽器を奏している。これは歴代天皇が雅楽器を1~2種類を奏すことと大きく異なっている。ここから、光格天皇は雅楽器への興味が非常に大きかったといえるだろう。また、①では笙を除く龍笛・琵琶・箏の3種類の楽器のうち1種類のみを奏する一方で、②や③では笙を含めた4種類の楽器から2~3種類を奏している。

光格天皇が最初に始めた雅楽器は箏である。天明元年(1781)5月27日、四辻公亨を御師範に御笙始が行われ、譲位後の文政2年(1819)12月27日、四辻公万から《蘇合香》の大曲伝授が行われる。次の龍笛は天明6年(1786)5月19日、山井景貴(地下楽人・京都楽所)を御師範に《万歳樂》延只拍子を奏する御笛始が行われ、寛政4年(1792)12月16日、同人から《蘇合香》《万秋樂》の大曲伝授が行われる。続く琵琶は寛政9年(1797)5月26日、西園寺賞季を御師範に龍笛と同様の楽曲にて御琵琶始が行われる。なお大曲伝授の記録は見当たらない。以上が『光格天皇実録』に記された御師範による公的な教習についてである。

他方、笙は上記3種類の雅楽器と大きく異なり、御師範による正式な楽器始の「御笙始」が『光格天皇実録』には見当たらない。したがって、笙は御師範による正式な手順による教習が行われなかつたと推測される。そのため演奏可能であっても、①公的な管絃では笙を吹かなかつたのだろう。

では誰が光格天皇に笙を教授したのだろうか。第一は地下楽人から、歴代天皇を先例とすると京都楽所の豊家と南都楽所の辻家が考えられる。しかし、豊順秋は寛政7年(1795)に病を理由に楽人を辞し、後継者の文秋は13歳とまだ若い。また、実父典仁親王の師でもある辻則安は天明4年(1784)に、息子近良は寛政6年(1784)に逝去している。以上から、光格天皇の御師範になり得る地下楽人は

見当たらない。

第二は実父典仁親王である。若松正志[8]によれば典仁親王の雅楽の教習に関する特徴として、桜町～光格天皇までの各天皇による管絃へ参仕し、笙・箏・龍笛・琵琶の順に教習し、笙は南都方の辻則安・辻近良から、箏は四辻公亨・四辻公万から《蘇合香》《万秋樂》の大曲伝授を受けたことがあげられる。したがって、典仁親王には雅楽への興味と管絃の才が大きいにあり、特に笙と箏の習熟度は高かったといえる。ここから、光格天皇への和歌の指導などで参内した際に、笙を内々に教授した可能性が考えられるだろう。

2.2 修学院御幸の様々な奏楽

譲位後の光格上皇は仙洞御所・小御所にて公的な管絃を定期的に行い、個人的な樂としては四辻公万による箏の大曲伝授があげられる。そして譲位後の特筆すべきものが、「修学院山荘管絃之注記」[9]に記された修学院御幸における管絃と様々な演奏形態による樂である。そこで本節では、まず修学院御幸における禁中・洞中では見られない管絃や様々な樂の様子と、光格上皇による演奏楽器をとおして、光格上皇が雅楽に遊ぶ姿を考察したい。

修学院は後水尾法皇が造営した山荘である。比叡山の斜面が利用され、低域には下御茶屋、高域には上御茶屋と称する建物と庭が各々にあり、高域には浴龍池もある。この修学院へ御幸を行った上皇は後水尾法皇・靈元法皇・光格上皇であり、修学院御幸に至る経緯や御幸の催事は三者三様である。光格上皇の場合は將軍徳川家斉とその家族らの官位官職昇進の御礼として、文政7年(1824)に幕府からの申し出により始まり、年1~2回、3~4月または9~10月に開催された。そこでは和歌当座御会や、表3に示したように管絃が毎回行われている。なお各『天皇実録』の調査から管絃を行ったのは光格上皇のみのようである。

さて、修学院における管絃は仙洞御所への還幸前に下御茶屋の寿月觀にて行われ、光格上皇と9~13名の宮家親王や堂上公家によって行われている。したがって、②私的な管絃に該当する。この管絃の特徴としては、聴衆として管絃に加わらない御幸に供奉した廷臣たちがいることがあげられる。また楽器編成においては①の小御所管絃と同様に、打物に鞨鼓・太鼓が含まれるが鉦鼓は含まれないことがあげられる。

次に演奏楽曲に関して、禁中・洞中の管絃と同様に輪番制によって調子を決め、該当する調子の楽曲を3曲または5曲奏している。さらに、当初は早拍子・早只拍子の楽曲のみであったが、第9回以降は延拍子の楽曲も含むようになる。ここから、光格上皇や参仕者がより高度な演奏技術と演奏に伴う持久力を身につけていったことが読み取れる。

さて、修学院では下御茶屋にて行われた管絃のほかに、上御茶屋にて行われた樂がある。これは雅楽器によるものであるが管絃とは言い切れない演奏形態であることから、本稿では「上御茶屋の樂」と称することとする。この上御

光格天皇と雅楽
— 奏楽する天皇の実像とその意味 —

表3 修学院御幸における光格天皇の演奏楽器

回	年月日	下御茶屋の管絃			上御茶屋の楽	
		調子	楽器	場所	楽器	場所
1	文政7(1824). 9. 21	盤涉調, 平調	笙, 笛, 琵琶, 箏	窮邃軒	---	
2	文政8(1825). 10. 23	黄鐘調	笛, 琵琶, 羽鼓	寿月観	笛	山上
3	文政9(1826). 3. 23	双調	笛, 琵琶	寿月観	---	
4	文政9(1826). 9. 18	太食調	笙, 箏	窮邃軒	---	
5	文政10(1827). 9. 21	杏越調	琵琶, 箏	寿月観	---	
6	文政11(1828). 3. 23	平調	笛, 琵琶, 箏	寿月観	---	
7	文政12(1829). 3. 26	黄鐘調	管	寿月観	---	
8	文政12(1829). 9. 14	盤涉調	管	寿月観	---	
9	文政13(1830). 閏3. 16	太食調	笛, 琵琶, 羽鼓	寿月観	笛	浴龍池, 隣雲亭
10	天保2(1831). 10. 17	杏越調	笛, 琵琶, 箏	寿月観	---	
11	天保3(1832). 3. 23	平調	笛, 琵琶	寿月観	---	
12	天保4(1833). 3. 10	双調	管	寿月観	笙, 笛	窮邃軒, 千歳橋
13	天保6(1835). 4. 7	黄鐘調	琵琶, 箏, 太鼓	寿月観	笙	窮邃軒, 千歳橋
14	天保7(1836). 4. 7	盤涉調	琵琶, 太鼓	寿月観	笙, 笛	窮邃軒, 千歳橋
【凡例】 --- なし						

茶屋の楽は計5回の御幸で行われ、光格上皇と推定8~13名の宮家親王や堂上公家によって行われている。その内容は『光格天皇実録』から、次の3つの演奏形態に分類される。

1. 第2回の御幸にて、修学院内の山の上で光格上皇は龍笛で、堂上公家と《仙遊霞》を奏している。

2. 第9回の御幸にて、まず浴龍池にて堂上公家による船樂を光格上皇は隣雲亭から聴き、次に池岸まで下りて、船樂の者たちと龍笛を奏し、その後、船樂の者たちを隣雲亭に召して《越殿樂》を奏させている。

3. 第12回の御幸にて、浴龍池にて二手に分かれ、堂上公家たちは千歳橋から、光格上皇は窮邃軒から笙や龍笛で《青海波》《千秋樂》を奏している。この演奏形態は第13回・第14回でも行われている。なお光格上皇の演奏楽器は吹物の龍笛と笙に限られていることから、上御茶屋の楽は参仕者の演奏楽器も吹物のみであったと推測される。

次に、修学院における光格上皇の演奏楽器に関する特徴としては、吹物の笙・龍笛と彈物の琵琶・管に加えて、打物の羽鼓・太鼓を奏している点があげられる。つまり、光格天皇は公的には奏しない笙を聴衆者がいる場で奏したのである。また禁中・洞中の管絃において、①公的な管絃では地下樂人が全ての打物を担当する一方で、②私的な管絃では堂上公家が太鼓を担当する例が散見される。したがって、②では地下樂人の参仕がない場合、堂上公家が打物を奏しても問題がなかったと推測される。また天皇による打物に関して、豊永聰美によれば「天皇の場合は、打樂器を演奏することはなく、専ら「管・絃」を習得していた。」([3] : 豊永2017 : 3頁) とのことである。このような認識から転じて「天皇は打物を演奏しない」という不文律がやがて定説化されていったと推測される。管見の限り、天皇が打物を奏する例は光格上皇以前には見当たらぬ。しかし、光格上皇は「天皇でなくなれば打物を奏することができる」と読み替えたのではないだろうか。それにより、打物を奏することが問題ではなくなり実践したと推測される。これは笙を奏することにもあてはまり、同様の論理が働いたと考えられる。

3. 禁中・洞中の神事・仏事における奏楽

3.1 内侍所臨時御神楽

内侍所臨時御神楽は八咫鏡を安置する禁裏の内侍所において天皇による御拝の後、その前庭にて行われる歌・舞・樂器演奏を伴う芸能である。一条天皇の時に成立し、後朱雀天皇の時から現在まで続く重要な年中行事の一つである。そこで本節では、光格天皇による内侍所臨時御神楽の開催日・開催理由による分類と、光格天皇による出御・奏楽の実態を提示し、光格天皇が内侍所臨時御神楽で奏楽することの意味について考察したい。

まず、光格天皇が関与した内侍所臨時御神楽を開催日・開催理由から分類すると、表4のとおりとなる。

表4 内侍所臨時御神楽の分類・該当例

分類	開催理由	該当例		
① 每年12月開催	年中行事	安永9-文化13(1780-1816), *文化元(1818)		
	【開催なし】	安永8(1779), 天明3(1783), 寛政6(1794), 寛政7(1795), 文化10(1813)		
② A 内侍所 臨時 開催	仮殿渡御 新造還御 御摺	◆天明8(1788). 6. 6-8 ◆寛政2(1790). 12. 1-3 天明2(1782). 3. 24 寛政5(1793). 4. 20	文化7(1810). 8. 4 ◆文化7(1810). 12. 14-16 寛政5(1793). 4. 17 文化5(1808). 9. 16	
	B 天皇・ 朝廷 関連	御代始 讓位 元服 改元 前年延引	◆安永9(1780). 12. 19-21 文化14(1817). 2. 20 安永10(1781). 3. 24 ◆享和元(1801). 11. 23-25 寛政8(1796). 2. 20	*◆文化14(1817). 11. 10-12
	C 個個人的 祈願	不予平癒 古今伝授 皇統維持	天明3(1783). 9. 27 寛政9(1797). 8. 23 寛政12(1800). 9. 3	◆寛政10(1798). 4. 3-5
仁孝天皇, 大嘗会, 己日節会 清暑堂神宴, 御神樂・御遊		拍子合 : 文政元年(1818) 11月15日		
【凡例】 ◆ … 内侍所三ヶ夜御神楽 * … 御幸 (仁孝天皇在位中のもの)				

①は毎年12月開催のもので、年中行事の一つである。なお天皇の諒闇中は開催されず、光格天皇の在位中では、後桃園天皇・後桜町天皇の崩御、盛化門院・閑院宮典仁親王・恭礼門院の薨去の年がこれに該当する。

②は①以外に臨時開催されるもので、開催理由から3つに分類される。②Aは内侍所に関連するもので、天明大火による聖護院への遷御、内侍所の建て替えに伴う仮殿渡御・新造還御、八咫鏡を納めた辛櫛に関する御摺があげられる。

②Bは朝廷に関連するもので、即位後の御代始、讓位直前のものがあげられる。その他に元服後、辛酉革命・甲子革命による改元後、諒闇により翌春に延引されたものがあげられる。

②Cは個人的な祈願に関するもので、不予平癒のものと古今伝授の前後のものがあげられる。不予平癒の祈願は近世初期まで多用されたが、光格天皇は盛化門院へのものを最後に、これ以降は千反樂に統一している。また、皇統の維持を祈願したと推測されるものがあげられる。中宮を生母とする温仁親王の薨去により、親王が惠仁親王（のちの仁孝天皇）のみとなった寛政12年（1800）に、光格天皇は30歳、在位22年目であることから鑑みて、惠仁親

光格天皇と雅楽

— 奏楽する天皇の実像とその意味 —

王の無事の成長による皇統の維持を祈願と考えられる。

さらに②において、表4にて◆を付した開催日数が3日間の「内侍所三ヶ夜御神楽」と称するものがある。これは②の中でも特に重要なものに対して開催されたと推測される。具体的には、内侍所の新造還御、御代始、改元後、そして古今伝授後のものが該当する。

さて光格天皇の在位39年間で、開催は①で33件、②で19件、計52件である。出御に関しては、盛化門院薨去の翌年天明4年（1784）から讓位する文化14年（1817）まで、鳳邪と床払い直後の2件を除く43件全てに出御している。ここから、光格天皇が内侍所臨時御神楽をいかに重要視していたかということが読み取れる。内侍所は『禁秘抄』にて「禁中事。一、賢所。」と最初に提示され、賢所つまり内侍所を最重要事項としている。これを受け、光格天皇は天皇として修めるべきことの第一を「内侍所臨時御神楽への出御」と考えたと思われる。また養母盛化門院の薨去により、心境の変化があった可能性も考えられる。天明4年（1784）の内侍所臨時御神楽への出御は、14歳となった光格天皇が天皇としての自覚を明確に示した姿ではないだろうか。そうであるならば、藤田覚が提示した「にわかに朝廷政務を主導する動きが見られる」([6]：藤田2018：37頁) 天明6年（1786）や、四方拝に出御を始めた天明7年（1787）よりも早かったといえる。

また特殊な事例として讓位後、仁孝天皇の大嘗会における清暑堂神宴の御神楽と御遊への関与があげられる。光格天皇はこの予行練習となる文政元年（1818）11月15日の拍子合を、通常の閑白邸ではなく自分が住まう仙洞御所で行い、開始から公卿退出までの全行程に出御している。息子への代替わりに伴う関連行事の最後を見届けることで、皇統の継承と維持が叶い、天皇としての責務を無事果たしたことを見出す場だったに違いない。

次に、内侍所臨時御神楽における光格天皇による奏楽は、禁裏が新造された寛政2年（1790）から讓位直前までの27年間で29件が確認された。演奏楽器は神楽笛が20件、和琴が6件、判別不明が1件である。近世において内侍所臨時御神楽で奏楽を行った天皇は神楽笛では中御門天皇、和琴では桜町・桃園天皇の計3名であり、神楽笛と和琴を奏した天皇はみられない。つまり光格天皇特有のことといえる。なお後陽成天皇は神楽笛・和琴の灌頂を、孝明天皇は《庭火》の伝授を受けているため表1に記載があるが、内侍所臨時御神楽における奏楽については確認できなかった。

この2種類の雅楽器を奏した理由として、神楽笛に関しては中御門天皇からの皇統を受け継ぐ者として、自らの正統性を示そうとしたのではないだろうか。さらに、神楽笛を奏した中御門天皇を実父とする閑院宮典仁親王妃成子内親王の影響も考えられる。成子内親王は光格天皇の養母であるが誕生前に薨去しているため、実父典仁親王や間接的に成子内親王に仕えた生母岩室（大江）磐代が神楽笛の習得を促したと推測される。さらには、内侍所臨時御神楽で

神楽笛を吹くために龍笛を始め、笛の御師範は内侍所臨時御神楽にて神楽笛を担当する山井景貴をあえて選んだとも考えられるだろう。和琴に関しては、桜町・桃園天皇からの継承を示し、桜町天皇を実父に桃園天皇を弟にもつ後桜町上皇の影響も考えられる。

3.2 御懺法講

御懺法講は先帝や母后を追善するために禁中・洞中で十三仏事に行われるものの一つであり、宮中の臨時行事に位置づけられる。しかし、慶応4年（1868）の神仏判然令に始まる神仏分離により宮中で開催されなくなる一方で、前節の内侍所臨時御神楽は年中行事として現在も行われている。つまり、この2つの宮中行事は対照的な側面をもつ一方で、光格天皇を含む歴代天皇が奏楽を行った行事という類似する側面ももつ。そこで本節では、光格天皇による御懺法講の開催状況と光格天皇による奏楽の特徴を提示し、光格天皇が御懺法講で奏楽することの意味について考察したい。

まず、光格天皇による御懺法講は17件が開催され、表5のとおりとなる。

表5 光格天皇による御懺法講と演奏楽器・行道

追善対象者	後桃園天皇	盛化門院	後桜町天皇
主催・追善者 (対象者との関係)	光格天皇 (先帝・養父)	光格天皇(母后) 新清和院(生母)	光格天皇 (先々帝/上皇/大伯母)
三回忌	天明元(1781). 11. 5-9	天明5(1785). 10. 10-12 箏	
七回忌	天明5(1785). 11. 5-9 箏	寛政元(1789). 10. 10-12 箏	文政2(1819). 10. 2-3 箏 【仙洞】
十三回忌	寛政3(1791). 10. 5-9	寛政7(1795). 10. 10-12	文政8(1825). 10. 2-3 箏 【仙洞】
十七回忌	寛政7(1795). 10. 5-9	寛政11(1799). 10. 10-12	文政12(1829). 10. 2-3 箏 【仙洞】
二五回忌	享和3(1803). 10. 5-9 行道	文化4(1807). 10. 10-12 行道	天保8(1837). 10. 2-3 琵琶 【仙洞】
三五回忌	文化8(1811). 10. 5-9 笛 / 行道	文化12(1815). 10. 10-12 琵琶 / 箏 / 笛 / 行道	
五十回忌		天保3(1832). 10. 11-12 箏	【仙洞】
【凡例】	上段 … 開催年月日		
	下段 … 光格天皇による演奏楽器・行道, 【仙洞】 … 開催場所が仙洞御所		

ここから特徴として、第一に追善対象者は先帝の後桃園天皇と母后の盛化門院に加えて、践祚以来上皇であった後桜町天皇の3者である点があげられる。つまり、本来ならば追善対象者とならない先々帝で大伯母の後桜町天皇に対しても、光格天皇は先帝・母后と同様に御懺法講を行っている。これは光格天皇特有の宮家出身で先帝のいない中で天皇となったという背景が関係しているといえる。

第二に開催年は十三仏事の3・7・13・33回忌だけでなく、17・25・50回忌にも行っている点があげられる。また開催日数は、在位中は先帝に対して5日間・母后に対して3日間、讓位後は全て2日間である。つまり、讓位後も日数を減らし規模を縮小しても必ず開催していたといえる。ここから3者へ厚い追善の意を示しているだけでなく、中世と比べて開催回数を増やせるほどの経済的余裕と演奏可能な楽人などの人員が整っていたことが読み取れる。

第三に御懺法講の音楽的側面に関して、在位期は初

日・中日・結願日に、譲位後は結願日に雅楽器による奏楽が声明と共に行われている。演奏楽曲は《伽陀》における付物と、付楽として《調子》と唐樂曲5曲が初日は盤渉調・中日は黃鐘調・結願日は壱越調から選曲され、譲位後は盤渉調から選曲されている。また楽曲構成は、①延拍子、②早拍子、③早拍子・残樂三返、④早または早只拍子、⑤早拍子の楽曲と音楽的に変化に富んだ構成となっている。

次に光格天皇による奏楽に関して、17件の開催のうち10件が『光格天皇実録』において確認された。演奏楽器は箏を中心に龍笛や琵琶も奏し、さらに行道も行っている。

その特徴としては、第一に演奏楽器は箏・琵琶・龍笛で、笙は奏していないことがあげられる。前章と同様に御懺法講は公の場であるため、笙を奏することが見送られたと推測される。第二に文化12年（1815）の盛化門院33回御忌に関して、3種類の雅楽器を奏し行道も行っていることから、この御懺法講が光格天皇において特別なものであったと推測される。その理由としては、この御懺法講が天皇として行う最後のものであり、その集大成を具現化したと考えられるからである。さらに、同年同月の後桜町天皇3回聖忌の御懺法講は先帝・母后ではないために行うことができなかつたと推測される。この幻となつた御懺法講への思いも含まれていたのではないだろうか。

4. 光格天皇による雅楽サロンの人々

4.1 堂上公家

奏楽関連行事において、光格天皇と共に奏楽を行つた人々は宮家親王・堂上公家・地下楽人であり、彼らは光格天皇による雅楽サロンを構成する者たちといえる。本節では奏楽関連行事に参仕した堂上公家について、参仕と奏楽に関する家職の関連について考察したい。

管絃・内侍所臨時御神樂・御懺法講へ参仕した堂上公家の家数の調査結果は次のとおりである。

奏楽関連行事	… 73家
・管絃	… 64家
・修学院御幸の管絃と樂	… 25家
・御懺法講	… 30家
・内侍所臨時御神樂	… 16家

藤田覚によれば堂上公家の数は寛延3年（1750）134家（[6]：藤田2018：167頁）のことから、管絃に参仕した家は64家と堂上公家の約半数が関わっている。また、奏楽関連行事により参仕した家の数が異なり、管絃のうち御楽始では30~40名、修学院御幸では10名程度と選抜され、御懺法講では5名程度、内侍所臨時御神樂では歌を除くと3名とさらに限定されている。これは御楽始では天皇がより多くの廷臣と共に奏楽することを目的とする一方で、それ以外は元々人数制限があったことが影響しているといえる。

参仕した堂上公家と家職の関連について、管絃・御懺法

講への参仕においては、特に吹物は家職にとらわれないため参仕者の選出は広範囲であり、演奏能力によって参仕の機会をつかみ、排他的な内侍所臨時御神樂への参仕とは異なり、新規参入の余地があったことがわかる。

また、管絃・御懺法講への参仕者とその知行高との関連があげられる。管絃への参仕が非常に多い新家で知行高の低い30石3人扶持の家の者のうち、箏を家職とする西四辻家を除く外山光施・豊岡和資・東久世通岑・園池公翰の4名は奏楽が参仕の機会を生み、それが何らかの形で家の存続につながると考え、必死に雅楽器の修得に取り組んだと推測される。

次に、最も限定的で排他的である内侍所臨時御神樂においては、参仕した16家のうち11家が歌を担当している。そしてこの11家は管絃では郢曲を担当している家でもある。他方、楽器の担当は次のとおり3家が独占している。

持明院家 … 歌、秘曲の本拍子

綾小路家 … 箏篥、歌、秘曲の末拍子

四辻家 … 神楽笛、和琴、歌、秘曲の和琴

また綾小路家は管絃・御懺法講においても簫篥を担当していることから、「簫篥の家」を目指し、そうなりつつあつたと思われる。

4.2 地下楽人

光格天皇による雅楽サロンを堂上公家と共に構成したのが地下楽家の人々である。本節では、まず管絃・御懺法講における家職について定説を確認し、次に従来言及されていない内侍所臨時御神樂における家職について提示したい。なお『光格天皇実録』において、地下楽人に関する記述が前節の堂上公家と比べて非常に少なく、寛政11年から譲位した文化14年までの期間（1799~1817）における記述はほぼ皆無であった。そのため、調査結果が非常に限定的なものであることを予め断っておきたい。

奏楽関連行事へ参仕した地下楽人に関して、平出久雄[10]による分類をもとに、より詳細に家職をつかむために各楽家をさらに区分し、担当楽器などに関してまとめるとして、表6のとおりとなる。

ここから参仕した楽家数は15家、参仕者数は107名である。また、楽所は紅葉山楽所を除く京都・南都・大坂の楽所が確認される。なお、本稿の調査対象には舞を伴う舞樂が含まれないため、南都楽所の東家・南都右方人の家・南都寺侍の家からの参仕は確認されなかった。

次に管絃に関して、地下楽人が参仕したのは①公的な管絃に限定され、御懺法講への参仕は必須だったことが明らかとなった。また担当楽器は、従来どおり吹物3種類と打物3種類で、弾物と郢曲は担当していない。さらに、吹物において独奏が含まれる音頭・残樂・付物は、基本的に地下楽人が担当している。ここから、地下楽人における演奏技術の高さが認められていたといえるだろう。

また内侍所臨時御神樂に関して、堂上公家担当の楽曲では例外を除き神楽笛・簫篥・人長を担当し、地下楽人担当

光格天皇と雅楽
— 奏楽する天皇の実像とその意味 —

表6 参仕した地下楽人とその担当

姓	名	管絃・御懺法講	内侍所臨時御神樂
京都楽所 (計47名)			
安倍	1 季康, 季良, 季孝, 季資	筆箋	打物
	2 季文, 季徳		
	3 季千, 季隨		
	4 豊季/季慶, 季考		
多	1-A 忠豊, 忠穢, 忠暉	龍笛	打物
	1-B 忠郷, 忠之, 忠同, 忠以		
	1-C-あ 忠告		
	1-C-い 忠幸, 忠堅		
	1-D 忠勇		
	2-B 久任②, 忠徳		
	2-C 忠長, 忠林, 忠恕		
	3-あ 久隆, 久視		
	3-い 久弘, 久宣/久敬, 久恭		
豊	1 順秋, 文秋	笙	打物
	2 輝秋		
	3 時習, 治時, 時全		
山井	1 景實, 維寧, 景孝, 基寿, 基孚	龍笛	打物
	2 景綱, 景和, 景典		
	3 景規, 景命		
南都楽所 (計31名)			
上	1 近周, 近之, 近興, 近季	龍笛	打物
奥	1 好眞, 好古	龍笛	打物
	2 好文		
窪	1 近寿, 近義	筆箋	打物
	2 近高, 近満, 近習		
	3 近林		
	4 近草		
久保	1 光重, 光定, 光亨	筆箋	打物
芝	1 葛宗, 葛清, 葛泰	龍笛	打物
	2 但嵩		
辻	1 近良, 近耿, 則是	笙	打物
	2 近徳, 近信, 近友		
	4 則辰, 近敦		
	3 高美, 高拳		
東	---	---	---
南都右方人 (井上, 乾, 新, 喜多, 中)		---	---
南都寺侍 (藤井, 後藤)		---	---
天王寺楽所 (計29名)			
安倍姓 東儀	1 季政, 季邦, 季邑, 季誕	筆箋	打物
	2 季郛		
太秦姓 東儀	1 文順, 文暉	筆箋	打物
	2 文幾		
	3 文恭		
	4 俊炳		
	5 彦明		
	6 如貴, 如寿		
岡	1 昌芳, 昌実	龍笛	打物
	2 職昌/倫美		
	3 昌綱		
	4 昌清		
蘭	1 広景, 広達, 広勝	笙	打物
	2 広幾		
	3 広綱		
林	1 広猶, 広好, 広範	笙	打物
	2 広武, 広濟		
	3 広勤		

【凡例】 / … 改名した同人物, --- … 参仕なし, () … 担当者が1名のみ

の楽曲ではこれに加えて和琴・歌も担当している。なお例外とは光格天皇が和琴を奏す場合で、この時の神楽笛は地下楽人ではなく、堂上公家の四辻家が担当している。

次に内侍所臨時御神樂における家職に関して、参仕した楽所と楽家は、京都楽所の豊家を除く安倍家2家・多家9家・山井家2家と天王寺楽所の安倍姓東儀家1家の計14家に限定され、堂上公家と同様に内侍所臨時御神樂への参仕は非常に排他的なものだったといえる。

そして担当に関して、神楽笛は山井家2家が、筆箋は安倍家2家と安倍姓東儀家1家が担当し、本拍子・末拍子・和琴・人長は多家9家の各家がそれぞれ決められた担当をしていることが確認される。さらに、歌は本拍子と末拍子を担当する家が区別される一方で、付歌は必須であったようである。また和琴は「多3-い」家が、人長は「多2-C」家の者が担当し、より独占的で限定的だったといえる。

ところで寛政5年(1793)の②Aの内侍所御搗の事例では、[安倍1]家の安倍季良が人長を担当している。『樂家錄』[11]によれば、人長の担当は文亀4年(1504)に[安倍1]家へ伝承され、天正元年(1573)に[安倍1]家から[多2-C]家へ伝えられたとのことである。したがって、これは唐突なことではなく安倍家による人長の再興といえるだろう。

4.3 宮家親王

光格天皇による雅楽サロンには宮家親王も参仕している。本節では、修学院御幸を含む管絃に参仕した宮家親王について、各宮家における参仕の背景や「家族」の支援について考察したい。

光格天皇による雅楽サロンに参仕した宮家親王は、次の9名があげられ、彼らが参仕した奏楽関連行事は管絃のみである。

伏見宮家…貞敬親王・邦家親王

有栖川宮家…承真法親王・済仁法親王・尊超法親王

閑院宮家…典仁親王・美仁親王・盈仁法親王・孝仁親王

さて、琵琶を家職とする伏見宮家は、先述の若松正志によれば、貞敬親王は約50名の門人を持っていたことである。([8]:若松2021:表2)しかし、光格天皇による管絃への参仕は譲位後のみで、貞敬親王は6件・邦家親王は16件と少ない。この背景には、光格天皇における琵琶の御師範が西園寺賞季であることが影響していると考えられる。つまり、琵琶の家として矜持を保つことと光格天皇による雅楽サロンへの参仕は共存し難かったと推測される。他方、有栖川宮家は和歌や入木道を家職とする家であり、演奏楽器に家職の縛りがなく、承真法親王・尊超法親王は龍笛を、済仁法親王は笙・箏を奏している。修学院御幸へも参仕し、和やかな関係を築いたといえるだろう。

さて、光格天皇の実家である閑院宮家に関しては、演奏楽器に関して、代々の当主が箏を奏す一方で、当主ではない盈仁法親王は箏を奏していない。つまり、かつての持明院統で嫡男のみが琵琶を教習したことと同様に、閑院宮家では嫡男のみに箏の教習を認めていたと推測される。そして、将来的には伏見宮家の琵琶のような家職化を望み、家計の安定につながると考えたのではないだろうか。

次に、光格天皇の実父典仁親王に関しては、先述のとおりであり、典仁親王薨去の後、光格天皇の雅楽サロンを支えたのが同母弟盈仁法親王である。寛政10年(1798)の管絃では驚くべき状況がみられ、67件の管絃のうち47件に参仕している。また①公的な管絃では笙・龍笛において残

楽や音頭を担当し、②私的な管絃では55件のうち40件に参仕し、37件では光格天皇と同じ演奏楽器を奏している。つまり、箏を除く笙・龍笛・琵琶の稽古に打ち込み、演奏技術も高く、兄の光格天皇と同じ楽器を共に奏することで、互いに管絃の技術を磨き、兄を支えていたと推測される。

5. おわりに

光格天皇は雅楽をこよなく愛し、奏楽することを楽しんだ天皇であった。寛政10年の集中的な管絃では笙・龍笛・琵琶・箏といった4種類の雅楽器を奏しており、歴代天皇にはみられない実態が明らかとなった。その背景には、雅楽に長けた実父典仁親王からの導きと影響があったと考えられる。また、上皇となり修学院御幸にて行われた管絃と樂は②私的な管絃に分類されるため、公の場では奏されない笙に加えて打物の鞨鼓・太鼓も奏していた。それほどまでの雅楽への探求心は光格天皇独自のものであるといえる。さらに内侍所臨時御神樂において、光格天皇は在位中ほぼ欠かさず出御し、『禁秘抄』に示された天皇像を具現化していた。そして廷臣とともに神楽笛や和琴を奏することにより、皇統を受け継ぐ自身の正統性を公に示したといえる。また御懺法講において、譲位後ではあるが後桜町天皇へも開催していた。そして奏樂し行道することにより、先帝・母后・上皇への追善の思いを公の場で示したのである。それは禁裏における3人の「父母」への孝が込められていると考えられるだろう。

さらに、光格天皇による雅楽サロンの堂上公家は奏樂を家職とする者だけでなく、多くは自力で演奏能力を身につけた者であった。そして、光格天皇に仕える場を多く持つための手段が管絃への参仕であり、新規参入が可能である場が管絃の場であったといえるだろう。また、地下樂人は從来示されている家職に基づく雅楽器を担当し、内侍所臨時御神樂では新たな家職といえるものが明らかとなった。そして、人長をめぐって家職を保持する家と家職の再興を試みる家の姿がみられた。宮家親王に関しては、伏見宮家・有栖川宮家は雅楽サロンに対して各々の距離間が確認された。他方、閑院宮家は箏を家職とすることを模索しつつ、実父典仁親王と同母弟盈仁法親王は家族として光格天皇を支え、その雅楽器の習得において欠くことのできない存在であったことが明らかとなった。

以上から、光格天皇において奏樂することの意味とは、中世の天皇のように演奏楽器を選択するのではなく、歴代全ての天皇が奏した雅楽器を全て習得し、廷臣の前で奏することにより皇位継承者であることを示すためだったのである。また、廷臣と共に奏樂することは共食に類似する効果によって、その結びつきがより強くなったことは間違いない。そして、天皇としての自身を支え導いた天皇家と閑院家の2家における「父母」への孝を示すためでもあったのである。

文献

- [1] 順徳天皇、承久3年（1221）成立、「禁秘抄」（塙保己一編『群書類従』第26輯・雑部・巻第467、続群書類従完成会、1991年・訂正3版、）。
- [2] 相馬万里子「琵琶の時代から笙の時代へ—中世の天皇と音楽—」（『書陵部紀要』49、1998年）。
- [3] 豊永聰美『中世の天皇と音楽』（吉川弘文館、2006年）、同『天皇の音楽史—古代・中世の帝王学—』（吉川弘文館、2017年）。
- [4] 猪瀬千尋「琵琶の時代の特質」（同『中世王権の音楽と儀礼』笠間書院、2018年）。
- [5] 『後土御門天皇～孝明天皇実録』（東京大学史料編纂所ウェブサイト「近世編年データベース」より閲覧）
<https://wwwwap.hi.u-tokyo.ac.jp/ships/w33/search>（2025年10月31日参照）。
- [6] 藤田覚『光格天皇—自身を後にし天下万民を先とし—』（ミネルヴァ書房、2018年）。
- [7] 『天皇皇族実録 光格天皇実録』1～5（藤井讓治・吉岡眞之監修・解説、ゆまに書房、2006年）。
- [8] 若松正志「近世中後期における朝廷文化の広がり」（『日本史研究』702、2021年）。
- [9] 光格天皇「修学院山荘管絃之注記」（東山御文庫蔵、勅封番号110-8-33、宮内庁書陵部にてマイクロフィルムを閲覧）。
- [10] 平出久雄編「日本雅楽相承系譜（樂家篇）」（平野健次ほか共監『日本音楽大事典』平凡社、1989年）。
- [11] 安倍季尚「樂家録、卷之四・人長目録、第十九・安倍氏人長之事」（元禄3年（1690）成立、覆刻日本古典全集『樂家録一』現代思潮社、1977年）。